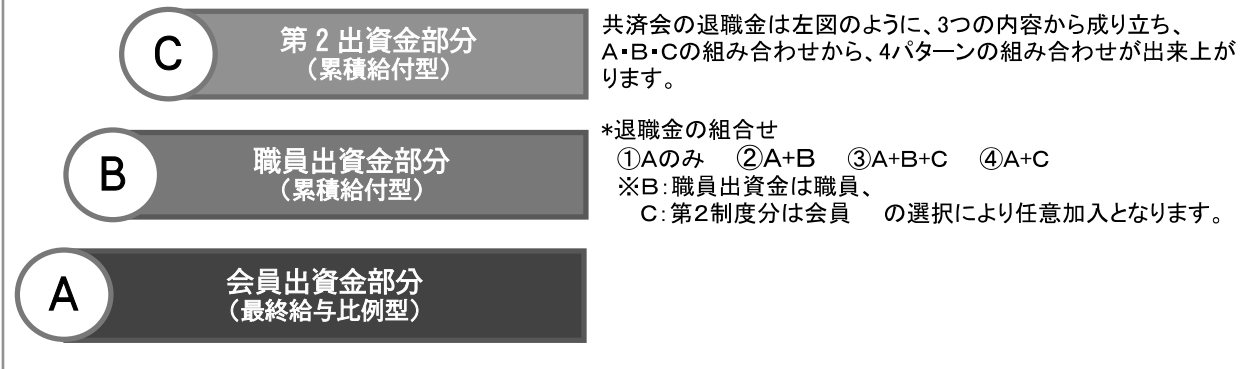


IV. 退職年金事業 - 制度内容と請求手続き

1. 退職年金事業の概要

共済会の退職年金事業は、会員負担の退職金をベースに職員負担分（任意加入）を上乗せして、一時金もしくは年金で受け取ることができる制度です。

◆共済会の退職金の内訳



A: 会員出資金部分の概要

◇計算方法＝「**最終給与比例型**」 → 詳細は**35**ページをご参照ください

- ・昭和**43**年**4**月**1**日より共済会が支給する退職年金・一時金のベースとなるもので、会員が負担します。
- ・加入から1年未満で退職した場合は支給がありません。
- ・平成**9**年**3**月**31**日時点で在会**14**年**6**カ月以上の退職者は、特別慰労金が加算されます。

B: 職員出資金部分の概要

◇計算方法＝「**累積給付型**」（平成**21**年度より計算方法変更） → 詳細は**36**ページをご参照ください。

- ・退職後の所得確保のため、退職年金制度に職員本人が毎月拠出するものとして平成**2**年**4**月**1**日より開始しました。
- ・退職一時金を選択時には退職所得控除、退職年金選択時には公的年金等雑所得となり控除が受けられるため、税法上有利な制度です。
- ・職員出資金の「拠出」or「非拠出」は共済会加入時に職員本人が選択します。
→ 選択の機会 は加入時のみで、加入後に途中からの拠出はできませんのでご注意ください。
- ・職員出資金部分の「脱退」は職員本人の希望により、申し出ることができます。
→ その場合は一時所得となります。また、拠出を再開することはできませんのでご注意ください。
- ・職員本人が拠出した金額は退職時に元本を**100%**保証するものとなっています。

C: 第2退職年金制度の概要

◇計算方法＝「**累積給付型**」 → 詳細は**37**ページをご参照ください。

- ・福祉医療機構の実施する「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」において、平成**18**年度より一部サービス種別施設への公的助成の廃止、給付水準の**1**割抑制が行われたことを受けて、退職後の生活保障を確保するために平成**21**年度より開始した制度です。
- ・法人の判断により任意で利用できる制度です。
- ・拠出対象は会員のみとなり、職員本人が拠出することはできません。
- ・口数制を採用し、**1**口**1,000**円から最大**30**口まで選択することができます。
- ・第**2**制度加入から**1**年未満で退職された場合は、第**2**制度分の支給はありません。
- ・在職中に第**2**制度部分を脱退することはできず、退職時に一時金または年金として支給します。
- ・加入途中で拠出停止を希望する場合は、「中断処理」での対応となります。

2. 退職金の規程整備について

共済会の退職年金制度は、事業主である会員が職員に対して支給をする退職金の支払資金を確保するという性格の制度であり、会員は退職金規程を整備することが求められます。

中でも、医療機構の代替制度として利用する第2退職年金制度や中退共等は、全員が加入しない場合があること、口数が個人毎自由に設定できることなど事業主側が利用しやすい制度であり、職員間の公平性が保たれるよう、利用目的と方法を規程で定め、労使間での同意を得ることが必要です。

◆規程内容の整備についてのポイント

- ①加入対象となる職員の範囲、加入日、異動日の取り扱い
- ②短時間勤務の職員、再雇用の職員に対する退職金の支給
- ③休職期間の退職金給付対象期間への参入の有無（産前産後休暇、業務上の傷病による休職を除く）
- ④懲戒解雇などが発生した場合の退職金支給の可否（共済会分は事業主である会員の判断）
- ⑤第2退職年金制度や中退共の加入口数＝職員一律でない場合、加入口数表等の作成が必要

退 職 金 規 程 (sample)

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇会（以下、法人）に雇用する職員の退職金に関し、必要な事項を定めるものである。

（適用範囲）

第2条 この規程を適用する次の職員は、社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下、福祉医療機構）並びに一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会（以下、共済会）の退職年金制度に加入し、それぞれの定めるところによって退職金を支給する。

- （1）雇用期間に定めない職員（正規職員）
- （2）1年の雇用期間を定めて雇用される職員で、労働時間が就業規則に定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者

（退職年金の費用の負担）

第3条 法人は前条の退職金支給のため福祉医療機構の共済掛金、共済会の会員出資金を負担する。
2. 共済会に加入した職員は、任意で職員出資金を拠出することができる。

（退職金の支給対象期間）

第4条 職員が福祉医療機構ならびに共済会に加入した日から退職日までを支給対象期間とする。
2. 福祉医療機構の育児休業期間及び介護休業期間の取扱いは、社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下、共済法）の定めによるものとする。
3. 共済会の育児休業期間はすべての期間、介護休業期間は3ヶ月について支給対象期間とする。

（退職金の支給制限）

第5条 就業規則第□□条の規定に該当して懲戒を受けた職員には、共済会の退職金を支給しない。
ただし、福祉医療機構については、その定めるところによる。

（この規程の記載事項以外の項目の取扱い）

第6条 この規程の記載事項以外の項目については、共済法および共済会の共済運営規程並びに退職年金規程の定めによるものとする。

（改定）

第7条 この規程は、関係諸法規の改正、経営状況および社会情勢の変化等により必要がある場合には、職員代表と協議のうえ改廃することができる。

附則

この規程は、平成××年××月××日から施行し、平成××年××月××日から適用する。

3. 退職金の受取方法

退職金の支給方法は、退職後に受取る、①退職年金、②退職一時金、③遺族年金、④遺族一時金の4つ在職中に受取る、⑤脱退給付金があります。

① 退職年金（③遺族年金）

60歳以上または退職時から10年間、年4回（2・5・8・11月）に分けて年金が支給されます。

◇ 退職時に在会20年以上かつ年齢55歳以上の退職者

◇ 死亡退職の場合はその遺族

※据置率・割引率は、60歳になる前に退職した年金受給者に適用されます。

② 退職一時金（④遺族一時金）

◇ 在会1年以上20年未満または年齢55歳未満の退職者

◇ 一時金を選択する在会20年以上かつ年齢55歳以上の退職者

◇ 死亡退職の場合はその遺族

◇ 在会1年未満の職員出資金部分加入者

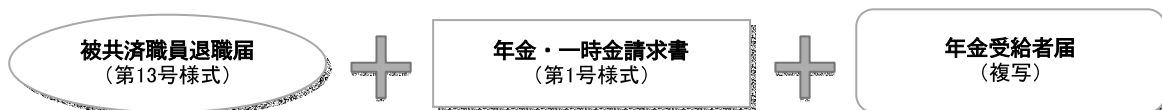
⑤ 脱退給付金

◇ 職員出資金部分から脱退を希望する在職者

4. 退職年金・一時金の請求方法について

請求に必要な書類はそれぞれ下記の通りとなります。

①退職年金（書類＝3点）



◆年金受給希望について

・年金受給を希望される職員の方がいる場合は、最初に「退職時の年齢・在会期間」を確認してください。

・条件に合う場合には、年金受給者届をお送りしますので共済会宛に事前にご連絡ください。

※年金受給者届は「定款・規程集」・「共済会ホームページ」からは取り寄せられません。

②退職一時金（書類＝2点）



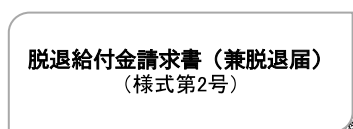
◆1年未満の職員退職について

・在会年数が1年未満の場合でも、職員出資金を拠出されている職員の方は出資金部分の戻しが発生します。

1年未満の方が退職された際に、「被共済職員退職届」のみお送りいただくケースが多くあります。

忘れずに「年金・一時金請求書」をご提出ください。

③脱退給付金（書類＝1点）



◆脱退時の書類について

・職員出資金部分からの任意脱退と、会員の退会/除名の場合は、「被共済職員退職届」は不要となります。

5. 様式の記入例

(1) 被共済職員退職届 (第13号様式)

(第13号様式)

被 共 済 職 員 退 職 届

平成 25 年 7 月 1 日

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会会長 様

被共済職員が退職したのでお届けします。

会 員 番 号	施 設
9 9 9 9 0 1	
会 員	会 員 名 及 び 代 表 者 名
	所 在 地
	勤 務 し て い た 施 設 名
社会福祉法人 ○○○福祉会 理事長 共済 太郎	
〒000-0000	
札幌市中央区北○条西○丁目	
電話番号	
特別養護老人ホーム △△△	
被共済職員番号	退 職 者 氏 名
フリガナ	フリガナ
漢字	漢字
1 普通退職	1 大正
2 普通退職以外	2 昭和
3 死亡退職	3 平成
加入年月日	退職年月日
1 昭和	平成
2 平成	2 5 0 6 3 0
2 0 0 4 0 1	旧 姓
	フリガナ
	漢字

【押印について】
・法人代表印を押印してください。
退職届には退職者本人印は不要です。

【氏名変更について】
・退職前に氏名の変更があった場合は、
退職者氏名欄に新姓、
旧姓欄に旧姓 をご記入ください。
※「被共済職員異動訂正届」の提出は不要です。

退職理由(該当する理由を○で囲んでください)

【普通退職以外・死亡退職について】
・それぞれ添付書類が必要となります。
事由が発生した場合は事前に共済会
にご連絡ください。

【退職日について】
・退職した日をご記入ください。
→給与の最終支払い日ではありません。
・死亡退職の場合、亡くなった日が退職日となります。
→死亡診断書から日付を転記してください。

(注) 1 2.普通退職以外と3.死亡退職の場合は、添付書
2 職員出資金部分加入期間が1ヶ月以上の抛退職員、または在会1年以上の
非抛退職員については退職金支給の対象となりますので、年金・一時金請求書
(様式第1号)を併せて提出して下さい。

※ 通信欄 下記書類を提出しないとき、次の理由に該当する場合は□の中にチェックを入れてください。

年金・一時金請求書 (様式第1号)	☒ 後日 提出予定 (平成 25 年 8 月 頃) ☐ 添付書類 作成中 ☐ 所在不明 ☐ 1年未満職員出資金拠出なし (提出なし)
----------------------	--

【年金・一時金請求書の提出が遅れる場合について】
・年金・一時金請求書の提出が遅れる場合、上記通信欄の該当項目にチェックを入れてください。
また、退職届だけでも先行してご提出いただければ、出資金・掛金の請求を止めることができます。

(2) 年金・一時金請求書(様式第1号)

(様式第1号)

年金・一時金請求書

平成 25 年 7 月 1 日

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会会長 様

次のとおり退職金を請求します。

下記の請求者・退職者(遺族)口座にお支払下さい。

【押印について】

- ・法人代表印を押印してください。
退職届には退職者本人印は不要です。

請求内容 該当部分を○で 囲んで下さい	1 退職年金	3 退職者本人印	2 遺族年金	4 遺族代表者印
請求者 会員名及び 代表者名	社会福祉法人 ○○○福祉会 理事長 共済 太郎			
所在地	〒000-0000 札幌市中央区北○条西○丁目			
退職者 会員番号	9 9 9 9 0 1	施設	特別養護老人	
被共済職員番号	5 5 5 5 5 5 5	氏名	フリガナ □□ □□ 漢字 □□ □□	
性別	1 男 2 女	退職年月日	平成 2 5 0 6 3	
遺族(年金・一時金)が請求する場合の 遺族氏名				
フリガナ □□ □□ 漢字 □□ □□				

【押印について】

- ・退職者本人印を忘れずに押印してください。
(シャチハタ可)

【死亡退職時について】

- ・死亡退職時にはこちらに受取人名、捺印、続柄を記入してください。
- ・退職者の印鑑と退職所得申告書の記入は必要ありません。

振込先金融機関	ゆうちょ	銀行・信用組合 信用金庫・協同組合	〇〇八	本店 支店 支所
金融機関コード・店番号も必ず記入してください				
コード	店番号	預金種目	口座番号	フリガナ □□ □□ 漢字 □□ □□
9 9 0 0	〇 〇 8	1 普通 ・ 2 当座	0 0 0 0 0 0	
退職者住所(郵便物の必ず到着) (〒000-0000) 札幌市豊平区○条○丁目				
電話番号 111 (111)				

【退職者住所について】

- ・退職金の送金決定通知を発送する際に使用します。
- ・退職後転居する場合、郵便局に「転居届」の手続きをするか、新しい住所が事前に決まっている場合は、そちらをご記入ください。

【振込先口座について】

- ・振込先として指定できるのは、
①退職者本人口座
②会員・施設口座
③遺族・後見人口座 となります。
上記以外を振込先に指定できません。

【ゆうちょ銀行口座への送金について】

- ・ゆうちょ銀行への送金を希望する場合、
「送金用の店名・預金種目・口座番号」が必要となります。
→振込先支店名が「漢数字3桁で、最終桁が
”八”となっていれば送金可能となります。

【口座名義の変更・口座解約について】

- ・退職金が入金となるまで、口座の名義変更・解約を行わないでください。

(3) 退職所得の受給に関する申告書

【支払者について】

・ 共済会が送金する退職金の支払者は、「退職者が在籍する法人」となります。

【記入内容について】

・ 退職者の
①氏名（＋本人印捺印） ②現住所
③退職日の属する年の1月1日現在の住所
を記入してください。

申告書は必ず提出して下さい。提出されませんと支給額の20パーセントが税額として徴収されます。	退職手当の支払者の	所在地 (住所)	札幌市中央区北〇条西〇丁目		あなたの 退職 退	氏名	□□ □□ ①		
	名 称 (氏名)	社会福祉法人 〇〇〇福祉会		現住所		札幌市豊平区〇条〇丁目			
			その年1月1日						
			現在の住所	同 上					
このA欄には、すべての人が、記載してください。 (あなたが、前に退職手当の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄に記載する必要はありません。)									
A		① 退職手当の支払を受けること なった年月日	平成 25 年 6 月 30 日		③ この申告書の提出先から受け る退職手当についての勤続期間	自	平成 20 年 4 月 1 日	年	
		② 退職の区分等	一般	生活 扶助	④ 勤続期間	有	自	年 月 日	
			障害		うち 特定役員等勤続期間	無	至	年 月 日	
					うち 重複勤続期間	有	自	年 月 日	
						無	至	年 月 日	
あなたが本年中に他にも退職手当の支払を受けたことがある場合には、このB欄に									
B		④ 本年中に受けた他の退職手当 についての勤続期間	自	年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間	有	自	年 月 日	
			至	年 月 日	うち 特定役員等勤続期間	無	至	年 月 日	
		うち特定役員等勤続期間	有	自	年 月 日	無	至	年 月 日	
			無	至	年 月 日				
あなたが前年以前 4 年以内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給 退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。）									
C		⑥ 前年以前 4 年以内（その年に確定拠 出年金法に基づく老齢給付金として 支給される一時金の支払を受け る場合には、14 年以内）の退職手当等 についての勤続期間	自	年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間と重複している期間	有	自	年 月 日	
			至	年 月 日	⑧ ③又は⑤の勤続期間と重複している期間	無	至	年 月 日	
					⑨ ③又は⑤の勤続期間と重複している期間				
					⑩ ③又は⑤の勤続期間と重複している期間				
A 又は B の退職手当についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合 には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。									
D		⑧ A の退職手当等についての 勤続期間(③)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自	年 月 日	⑩ ⑤の勤続期間のうち、⑧又は ⑨の勤続期間だけからなる部分 の期間	有	自	年 月 日	
			至	年 月 日	⑪ ⑤の勤続期間のうち、⑧又は ⑨の勤続期間だけからなる部分 の期間	無	至	年 月 日	
		うち 特定役員等勤続期間	有	自	年 月 日	無	至	年 月 日	
			無	至	年 月 日				
		⑨ B の退職手当についての 勤続期間(④)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自	年 月 日	⑪ ⑦と⑧の通算	有	自	年 月 日	
			至	年 月 日	⑫ ⑦と⑧の通算	無	至	年 月 日	
		うち 特定役員等勤続期間	有	自	年 月 日	無	至	年 月 日	
			無	至	年 月 日				
B 又は C の退職手当がある場合には、このE欄に記載してください。									
E		区分	退職手当の支払 を受けること なった年月日	収入金額 (円)	源泉 徴収税額 (円)	特別徴収税額	支払を 受けた 年月日	退職 の 区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
		一般	・				・	一般	
		特定役員	・				・	一般	
		C	・				・	一般	

【退職手当の支払を受けることとなった日】

・ 共済会の退職日を記入してください。

【勤続期間】

・ ”自”＝法人への就職日
・ ”至”＝共済会の退職日
・ 期間は、端数日・端数月があれば、
年単位で繰上ります。

【他の退職手当の支払を受けた場合について】

・ 退職者に対し、法人独自の退職金支給が
ある場合は、B・E欄にも記入してください。
・ その場合、退職所得の源泉徴収票を添付
してください。

(注意)

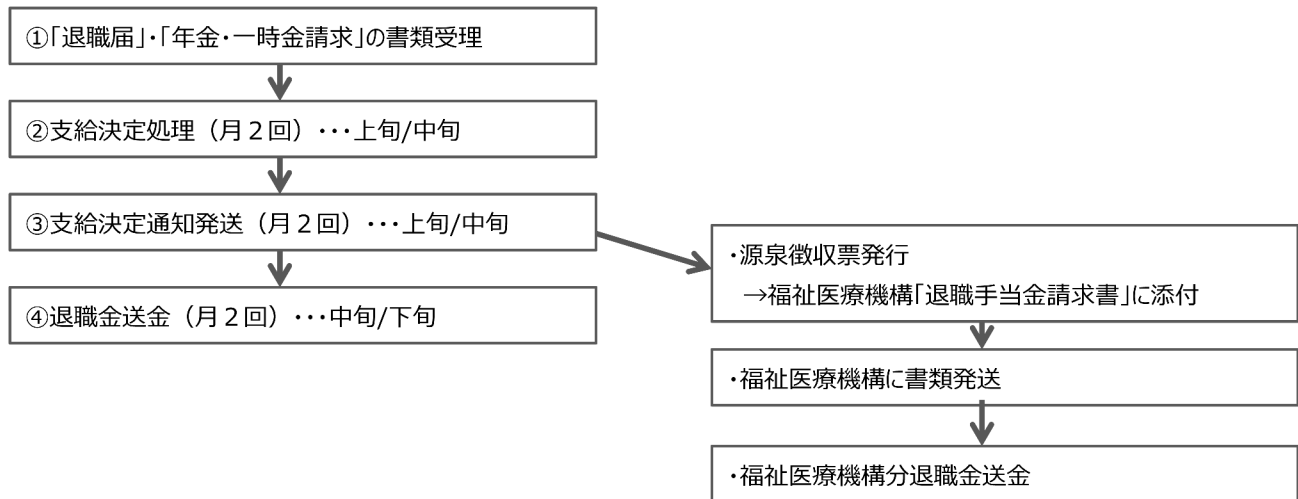
1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税
の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の 20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、
延滞金を徴収されることがあります。

2 B の退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付
してください。

3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定
役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

6. 退職金送金までの流れについて

「被共済職員退職届（第13号様式）」と「年金・一時金請求書（様式第1号）」が揃ってから退職金支給の手続きを開始し、書類受理から支給までに掛かる期間は、およそ1カ月程度となります。
 なお、医療機構分の退職金は共済会分が支給されてから、1～2ヶ月程度が目安となります。



◇繁忙期（4～6月）の退職金支給について

退職金支給の処理は書類受付順に行っていますが、4月～6月頃までは年度末退職者分の請求が多くなり、場合により **書類受理から支給までに2カ月程度** お時間をいただくことがあります。

ご退職される職員の方から、退職金入金時期について問い合わせがあった場合などご注意ください。

～支給までの見込み期間～

◆3月末～6月＝書類受理後、2か月程度

◆7～3月中旬＝書類受理後、1カ月程度

※上記期間は目安となります。書類の受付状況によっては支給時期が前後する可能性がありますのでご了承ください。

◇送金先と支給決定通知書類について

	退職/遺族年金	退職/遺族一時金	脱退給付金
送金先 口座	・退職者本人/遺族	・退職者本人/遺族 ・会員（施設）	・退職者本人 ・会員（施設）
通知書類	【会員（施設）】 ・退職年金決定通知書	【会員（施設）】 ・退職一時金支給決定通知書 ・貸付金相殺通知（償還ありの場合）	【会員（施設）】 ・脱退給付金支給決定通知書
	【退職者】 ・支払開始通知書 （60歳前は受給資格取得通知書） ・公的年金等の源泉徴収票（年1回） ・送金通知（年1回） ・現況届（年1回/年末）	【退職者】 ・退職一時金送金通知書 （源泉徴収票添付） ・貸付金相殺通知（償還ありの場合）	【退職者】 ・脱退給付金送金通知書

◇貸付金の精算について

貸付を受けている被共済職員の方が退職する場合は退職金から相殺し、差額を送金します。

また、退職書類到着前でも償還金の請求のみ停止することが可能となります。

書類の到着が遅れ、退職日移行の月で請求が発生した場合は返金させていただきますが、一時的に法人/施設にて立て替えが発生しますのでご注意ください。

7. 退職金が支給されないケースについて

共済会の退職金支払者は会員であるため、共済会の判断で退職金を支給しないということはありません。ただし、下記の要件に該当する場合は、共済会の定款及び共済運営規程、退職年金規程に基づき不支給となります。

- ① 在会1年未満の退職者で職員出資金に加入していない場合
- ② 在籍する被共済職員全員の同意を得て共済会を退会する場合
- ③ 会員が共済会から除名される場合
- ④ 懲戒解雇等で、会員の判断で請求を放棄する場合
- ⑤ 退職日から5年を過ぎても退職者から請求がない場合（時効の成立）

◆職員出資金部分の取り扱いについて

上記不支給要件のうち、②・③・④の場合、「職員出資金」を拠出されている職員の方には積立分のみ支給があります。

なお、「職員出資金」部分の請求放棄は会員側では決定することができません。

②・③・④の場合は、「脱退給付金請求書(様式第2号)」をご提出ください。

◆会員出資金・掛金部分の取り扱いについて

定款第7条より、上記5つのケースについて既納の会員出資金及び掛金は返還となりませんのでご注意ください。

◇ 退職理由区分一覧表

	退 職 理 由	添 付 書 類
普通退職	・本人からの申し出による退職 ・定年退職 ・給食業務等の外部委託などによる解雇、 ・経営上の都合による解雇 ・雇用期間満了等	なし
普通退職以外	業務上の負傷及び傷病によるもの	障害の程度が厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級に該当することを証する書類－障害厚生年金の受給を証する書類または医師の診断書
		業務に起因することを証明する書類－労働者災害補償保険法に基づく補償に該当することを証する書類
	負傷及び疾病により厚生年金保険法に規定する障害等級3級までに該当するもの	会員の事情説明書
		障害厚生年金の受給を証する書類又は厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級3級までに該当することの医師の診断書
	施設団体の休廃止、移管によるもの	会員資格喪失届又は一部施設の廃止等届
	勤務施設団体の移転により、通勤が不可能になったことによるもの	会員の事情説明書
	入所定員の減少により、職員に過員が生じたことによるもの	都道府県知事又は指定都市市長の証明書
死亡退職	在職中の死亡	会員の事情説明書
		その事実を証する書類
		死亡を証する書類－死亡診断書など
		身分関係を明らかにすることのできる書類－戸籍謄本など
		生計維持に関する調査書
		受給権者に同順位に2人以上いる場合は委任状

◆「普通退職」と「普通退職以外」について

普通退職と普通退職以外では、退職金計算時の会員部分の支給率が異なります。

該当となるのは加入期間10年までとなり、加入期間11年以降は同じ支給率を使用します。

そのため、加入期間が・・・、①「10年5か月以下」・・・各添付書類が必要 ②「10年6か月以上」・・・添付書類不要 となります。

なお、死亡退職時は加入年数に関わらず、各添付書類が必要となります。

8. 退職年金・一時金の計算方法について

(1) 会員出資金分の支給額計算方法

①会員部分の計算方法

退職前1年間の
平均本俸月額



表①または②の
加入期間に応じた給付率



表③または④の
特別慰労金

- ・平均本俸月額について
→実際に支給された給与額ではなく、4月1日付で登録された本俸月額を使用します。
- ・加入期間について
→共済会の加入期間です。6カ月以上の端数月は切り上げ、6カ月未満の端数月は切り捨てとなります。

◇ ケース 1

- ・加入日＝昭和57年4月1日 ・退職日＝平成25年3月31日
- ・平成24年度本俸月額＝¥360,000
- ・加入期間＝31年 ・平成9年3月31日までの加入期間＝15年

①一時金の場合

退職時平均本俸月額		31年支給率(表②)		退職金		
¥360,000	×	13.5815	=	¥4,889,340	+	
					特別慰労金(表④)	
					¥100,000	=
						会員一時金
						¥4, 989, 340

②年金の場合

退職時平均本俸月額		31年支給率(表①)		年金月額		
¥360,000	×	0.1251	=	¥45,040	+	
					特別慰労金(表③)	
					¥1,090	=
						会員月額計
						¥46, 130

◇ ケース 2

- ・加入日＝平成19年7月1日 ・退職日＝平成25年12月31日
- ・平成24年度本俸月額＝¥208,900 ・平成25年度本俸月額＝¥216,500
- ・加入期間＝6年6ヶ月 ・平成9年3月31日までの加入期間＝0年

①平均本俸算出方法

24年度本俸	月数		3ヶ月計		12ヶ月計	月数	平均本俸月額
¥208,900	3	=	¥626,700	=	¥2,575,200	12	¥214,600
25年度本俸	月数		9ヶ月計				
¥216,500	9	=	¥1,948,500				

②一時金

退職時平均本俸月額		7年支給率(表②)		年金月額		
¥214,600	×	2.3515	=	¥504,640	+	
					特別慰労金	
					¥0	=
						会員月額計
						¥504, 640

(2) 職員出資金分の支給額計算方法

②職員出資金部分の計算方法

前年度末
元利合計金額

×

表⑥の加入期間に
応じた付利率

+

当年度職員出資金
拠出額

×

表⑦の加入期間に
応じた付利率

・職員分は職員出資金部分に加入している退職者のみ加算されます。

・前年度末元利合計について
→平成21年3月31日以前に拠出職員となっている場合、平成21年度の「前年度末元利合計額」は、平成21年3月31日時点における支給確定額とします。

また、平成21年3月31日以前に拠出職員となっている場合、拠出期間を問わず「2.0%」の付利率を用います。

・年金で受給される場合、上記計算額で求めた金額を年金原価率で除し、月額を求めます。

◇具体例

- ・加入日＝昭和57年4月1日

・退職日＝平成25年12月31日
- ・平成24年度本俸月額＝¥253,000
- ・加入期間＝31年

・平成9年3月31日までの加入期間＝15年

(単位：円)

				A	B	C	D	E	F
年度/基準日	本俸	標準本俸	前々年度 付利率 (表⑤乗率①)	前年度職員 出資金月額	職員出資金 年額 (B×12)	前年度拠出分 元利合計額 (C×表⑤乗率②)	前々年度分 元利合計額 (前年度F×A)	前年度末 元利合計額 (D+E)	
平成20年度末	-	-	-	-	-	-	-	-	1,102,790
21 H22.4.1	235,800	234,000	2.0%	3,740	44,880	45,329	1,124,846	1,170,175	
22 H23.4.1	238,600	247,000	2.0%	3,950	47,400	47,874	1,193,579	1,241,453	
23 H24.4.1	246,330	247,000	2.0%	3,950	47,400	47,874	1,266,283	1,314,157	
24 H25.4.1	253,000	262,000	2.0%	4,190	50,280	50,783	1,340,441	1,391,224	

①一時金の場合

平成24年度末元利合計額

¥1,391,224

×

12月支給率(表⑥)

1.015

=

小計

¥1,412,092.36

平成25年度職員出資金拠出額

¥4,190 × 9ヵ月

×

12月支給率(表⑦)

1.0075

=

小計

¥37,992.83

=

一時金

¥1,450,090

②年金の場合

一時金支給額

¥1,450,090

÷

年金現価率

108.596

=

年金月額

¥13,360

(3) 第2退職年金制度（第2制度）分の支給額計算方法

③第2退職年金制度の計算方法

前年度末
元利合計金額表⑨の加入期間に
応じた付利率当年度第2出資金
積立額表⑩の加入期間に
応じた付利率

・年金で受給される場合、上記計算額で求めた金額を年金原価率で除し、月額を求めます。

◇具体例

- ・積立開始＝平成21年4月1日
- ・退職日＝平成25年12月31日
- ・平成21～25年度の口数＝4口

(単位：円)

			A	B	C	D	E	F
年度/基準日		積立期間	前々年度 付利率 (表⑧乗率①)	前年度第2 出資金月額	第2出資金 年額 (B×12)	前年度積立分 元利合計額 (C×表⑧乗率②)	前々年度分 元利合計額 (前年度F×A)	前年度末 元利合計額 (D+E)
21	H22.4.1	1年	1.0%	4,000	48,000	48,240	-	48,240
22	H23.4.1	2年	1.0%	4,000	48,000	48,240	48,723	96,963
23	H24.4.1	3年	1.0%	4,000	48,000	48,240	97,933	146,173
24	H25.4.1	4年	2.0%	4,000	48,000	48,480	149,097	197,577

①一時金の場合

平成24年度末元利合計額

¥197,577

×

12月支給率(表⑨)

1.015

=

小計

¥200,540.66

+

小計

=

一時金

¥236,820

平成25年度職員出資金拠出額

¥4,000 × 9ヵ月

×

12月支給率(表⑩)

1.0075

=

¥36,270.00

②年金の場合

一時金支給額

¥236,820

÷

年金現価率

108.596

=

年金月額

¥2,190

支 給 率 ・ 付 利 率 表

表 ①

年 金 支 給 率 表

給付対象期間	支 給 率	給付対象期間	支 給 率
20	0.0686	36	0.1389
21	0.0713	37	0.1417
22	0.0741	38	0.1445
23	0.0769	39	0.1472
24	0.0796	40	0.1500
25	0.0878	41	0.1527
26	0.0947	42	0.1555
27	0.1016	43	0.1583
28	0.1085	44	0.1610
29	0.1154	45	0.1638
30	0.1224	46	0.1666
31	0.1251	47	0.1693
32	0.1279	48	0.1721
33	0.1306	49	0.1748
34	0.1334	50	0.1776
35	0.1362		

表 ②

一 時 金 支 給 率 表

給付対象期間	支 給 率	給付対象期間	支 給 率
0	0.0000	26	10.2815
1	0.2052	27	11.0315
2	0.4104	28	11.7815
3	0.6156	29	12.5315
4	0.8208	30	13.2815
5	1.0260	31	13.5815
6	1.7956	32	13.8815
7	2.3515	33	14.1815
8	2.9615	34	14.4815
9	3.5715	35	14.7815
10	4.1815	36	15.0815
11	4.5215	37	15.3815
12	4.8615	38	15.6815
13	5.2015	39	15.9815
14	5.5415	40	16.2815
15	5.8615	41	16.5815
16	6.1815	42	16.8815
17	6.5015	43	17.1815
18	6.8215	44	17.4815
19	7.1415	45	17.7815
20	7.4415	46	18.0815
21	7.7415	47	18.3815
22	8.0415	48	18.6815
23	8.3415	49	18.9815
24	8.6415	50	19.2815
25	9.5315		

表 ③

年 金 支 給 額 表

(特別慰労金分)

平成9年3月 31日までの 給付対象期間	支 給 額	平成9年3月 31日までの 給付対象期間	支 給 額
14年6箇月未満	0 円	22	1,850 円
15	1,090	23	1,960
16	1,200	24	2,060
17	1,310	25	2,170
18	1,410	26	2,280
19	1,520	27	2,390
20	1,630	28	2,500
21	1,740	29	2,610

表 ④

一 時 金 支 給 額 表

(特別慰労金分)

平成9年3月 31日までの 給付対象期間	支 給 額	平成9年3月 31日までの 給付対象期間	支 給 額
14年6箇月未満	0 円	22	170,000 円
15	100,000	23	180,000
16	110,000	24	190,000
17	120,000	25	200,000
18	130,000	26	210,000
19	140,000	27	220,000
20	150,000	28	230,000
21	160,000	29	240,000

表 ⑤

前年度末職員出資金元利合計額付利率表

前年度末における 給付対象期間	乗数 ① 前々年度末職員出資金 元利合計額に乗ずる率	乗数 ② 前年度職員出資金 年間拠出額に乗ずる率
0ヶ月～ 11ヶ月	1.0000	1.0000
1年～ 2年11ヶ月	1.0100	1.0050
3年以上	1.0200	1.0100

表 ⑥

退職月 または 脱退月	退職時または脱退時前年度末職員出資金元利合計額付利率表		
	前年度末職員出資金元利合計額に乘ずる率		
	職員出資金部分にかかわる給付対象期間		
	1 年未満	1 年～ 2 年 11 ヶ月	3 年以上
4 月	1.0000	1.0008	1.0017
5 月	1.0000	1.0017	1.0033
6 月	1.0000	1.0025	1.0050
7 月	1.0000	1.0033	1.0067
8 月	1.0000	1.0042	1.0083
9 月	1.0000	1.0050	1.0100
10 月	1.0000	1.0058	1.0117
11 月	1.0000	1.0067	1.0133
12 月	1.0000	1.0075	1.0150
1 月	1.0000	1.0083	1.0167
2 月	1.0000	1.0092	1.0183
3 月	1.0000	1.0100	1.0200

平成 2 1 年度の前年度末職員出資金元利合計額（平成 21 年 3 月 31 日時点の支給
確定額）は共済会までお問い合わせください。

表 ⑦

退職月 または 脱退月	退職時または脱退時当年度職員出資金年間拠出額付利率表		
	当年度職員出資金年間拠出額に乘ずる率		
	職員出資金部分にかかわる給付対象期間		
	1 年未満	1 年～ 2 年 11 ヶ月	3 年以上
4 月	1.0000	1.0004	1.0008
5 月	1.0000	1.0008	1.0017
6 月	1.0000	1.0012	1.0025
7 月	1.0000	1.0017	1.0033
8 月	1.0000	1.0021	1.0042
9 月	1.0000	1.0025	1.0050
10 月	1.0000	1.0029	1.0058
11 月	1.0000	1.0033	1.0067
12 月	1.0000	1.0037	1.0075
1 月	1.0000	1.0042	1.0083
2 月	1.0000	1.0046	1.0092
3 月	1.0000	1.0050	1.0100

表 ⑧

前年度末第 2 出資金元利合計額付利率表		
前年度末における 給付対象期間	乗数 ① 前々年度末第 2 出資金 元利合計額に乘ずる率	乗数 ② 前年度第 2 出資金 年間拠出額に乘ずる率
0 ヶ月～ 11 ヶ月	1.0000	1.0000
1 年～ 2 年 11 ヶ月	1.0100	1.0050
3 年以上	1.0200	1.0100

表 ⑨

退職月	退職時前年度末第 2 出資金元利合計額付利率表		
	前年度末第 2 出資金元利合計額に乘ずる率		
	第 2 出資金部分にかかわる給付対象期間		
	1 年未満	1 年～ 2 年 11 ヶ月	3 年以上
4 月	0.0000	1.0008	1.0017
5 月	0.0000	1.0017	1.0033
6 月	0.0000	1.0025	1.0050
7 月	0.0000	1.0033	1.0067
8 月	0.0000	1.0042	1.0083
9 月	0.0000	1.0050	1.0100
10 月	0.0000	1.0058	1.0117
11 月	0.0000	1.0067	1.0133
12 月	0.0000	1.0075	1.0150
1 月	0.0000	1.0083	1.0167
2 月	0.0000	1.0092	1.0183
3 月	0.0000	1.0100	1.0200

表 ⑩

退職月	退職時当年度第 2 出資金年間積立額付利率表		
	当年度第 2 出資金年間積立額に乘ずる率		
	第 2 出資金部分にかかわる給付対象期間		
	1 年未満	1 年～ 2 年 11 ヶ月	3 年以上
4 月	0.0000	1.0004	1.0008
5 月	0.0000	1.0008	1.0017
6 月	0.0000	1.0012	1.0025
7 月	0.0000	1.0017	1.0033
8 月	0.0000	1.0021	1.0042
9 月	0.0000	1.0025	1.0050
10 月	0.0000	1.0029	1.0058
11 月	0.0000	1.0033	1.0067
12 月	0.0000	1.0037	1.0075
1 月	0.0000	1.0042	1.0083
2 月	0.0000	1.0046	1.0092
3 月	0.0000	1.0050	1.0100

		本 俸 月 額						
		130,000	145,000	160,000	175,000	190,000	205,000	220,000
在	1年	26,680	29,760	32,840	35,910	38,990	42,070	45,150
	2年	53,360	59,510	65,670	71,820	77,980	84,140	90,290
	3年	80,030	89,270	98,500	107,730	116,970	126,200	135,440
	4年	106,710	119,020	131,330	143,640	155,960	168,270	180,580
	5年	133,380	148,770	164,160	179,550	194,940	210,330	225,720
	6年	233,430	260,370	287,300	314,230	341,170	368,100	395,040
	7年	305,700	340,970	376,240	411,520	446,790	482,060	517,330
	8年	385,000	429,420	473,840	518,270	562,690	607,110	651,530
	9年	464,300	517,870	571,440	625,020	678,590	732,160	785,730
	10年	543,600	606,320	669,040	731,770	794,490	857,210	919,930
会	11年	587,800	655,620	723,440	791,270	859,090	926,910	994,730
	12年	632,000	704,920	777,840	850,770	923,690	996,610	1,069,530
	13年	676,200	754,220	832,240	910,270	988,290	1,066,310	1,144,330
	14年	720,400	803,520	886,640	969,770	1,052,890	1,136,010	1,219,130
	15年	762,000	849,920	937,840	1,025,770	1,113,690	1,201,610	1,289,530
	16年	803,600	896,320	989,040	1,081,770	1,174,490	1,267,210	1,359,930
	17年	845,200	942,720	1,040,240	1,137,770	1,235,290	1,332,810	1,430,330
	18年	886,800	989,120	1,091,440	1,193,770	1,296,090	1,398,410	1,500,730
	19年	928,400	1,035,520	1,142,640	1,249,770	1,356,890	1,464,010	1,571,130
	20年	967,400	1,079,020	1,190,640	1,302,270	1,413,890	1,525,510	1,637,130
年数	21年	1,006,400	1,122,520	1,238,640	1,354,770	1,470,890	1,587,010	1,703,130
	22年	1,045,400	1,166,020	1,286,640	1,407,270	1,527,890	1,648,510	1,769,130
	23年	1,084,400	1,209,520	1,334,640	1,459,770	1,584,890	1,710,010	1,835,130
	24年	1,123,400	1,253,020	1,382,640	1,512,270	1,641,890	1,771,510	1,901,130
	25年	1,239,100	1,382,070	1,525,040	1,668,020	1,810,990	1,953,960	2,096,930
	26年	1,336,600	1,490,820	1,645,040	1,799,270	1,953,490	2,107,710	2,261,930
	27年	1,434,100	1,599,570	1,765,040	1,930,520	2,095,990	2,261,460	2,426,930
	28年	1,531,600	1,708,320	1,885,040	2,061,770	2,238,490	2,415,210	2,591,930
	29年	1,629,100	1,817,070	2,005,040	2,193,020	2,380,990	2,568,960	2,756,930
	30年	1,726,600	1,925,820	2,125,040	2,324,270	2,523,490	2,722,710	2,921,930
	31年	1,765,600	1,969,320	2,173,040	2,376,770	2,580,490	2,784,210	2,987,930
	32年	1,804,600	2,012,820	2,221,040	2,429,270	2,637,490	2,845,710	3,053,930
	33年	1,843,600	2,056,320	2,269,040	2,481,770	2,694,490	2,907,210	3,119,930
	34年	1,882,600	2,099,820	2,317,040	2,534,270	2,751,490	2,968,710	3,185,930
	35年	1,921,600	2,143,320	2,365,040	2,586,770	2,808,490	3,030,210	3,251,930
	36年	1,960,600	2,186,820	2,413,040	2,639,270	2,865,490	3,091,710	3,317,930
	37年	1,999,600	2,230,320	2,461,040	2,691,770	2,922,490	3,153,210	3,383,930
	38年	2,038,600	2,273,820	2,509,040	2,744,270	2,979,490	3,214,710	3,449,930

平成9年3月31日までの被共済職員期間	支給額(円)	平成9年3月31日までの被共済職員期間	支給額(円)
14年6箇月未満	0	22年	170,000
15年	100,000	23年	180,000
16年	110,000	24年	190,000
17年	120,000	25年	200,000
18年	130,000	26年	210,000
19年	140,000	27年	220,000
20年	150,000	28年	230,000
21年	160,000	29年	240,000

(単位:円)

本 俸 月 額							
235,000	250,000	265,000	280,000	300,000	320,000	340,000	360,000
48,230	51,300	54,380	57,460	61,560	65,670	69,770	73,880
96,450	102,600	108,760	114,920	123,120	131,330	139,540	147,750
144,670	153,900	163,140	172,370	184,680	197,000	209,310	221,620
192,890	205,200	217,520	229,830	246,240	262,660	279,080	295,490
241,110	256,500	271,890	287,280	307,800	328,320	348,840	369,360
421,970	448,900	475,840	502,770	538,680	574,600	610,510	646,420
552,610	587,880	623,150	658,420	705,450	752,480	799,510	846,540
695,960	740,380	784,800	829,220	888,450	947,680	1,006,910	1,066,140
839,310	892,880	946,450	1,000,020	1,071,450	1,142,880	1,214,310	1,285,740
982,660	1,045,380	1,108,100	1,170,820	1,254,450	1,338,080	1,421,710	1,505,340
1,062,560	1,130,380	1,198,200	1,266,020	1,356,450	1,446,880	1,537,310	1,627,740
1,142,460	1,215,380	1,288,300	1,361,220	1,458,450	1,555,680	1,652,910	1,750,140
1,222,360	1,300,380	1,378,400	1,456,420	1,560,450	1,664,480	1,768,510	1,872,540
1,302,260	1,385,380	1,468,500	1,551,620	1,662,450	1,773,280	1,884,110	1,994,940
1,377,460	1,465,380	1,553,300	1,641,220	1,758,450	1,875,680	1,992,910	2,110,140
1,452,660	1,545,380	1,638,100	1,730,820	1,854,450	1,978,080	2,101,710	2,225,340
1,527,860	1,625,380	1,722,900	1,820,420	1,950,450	2,080,480	2,210,510	2,340,540
1,603,060	1,705,380	1,807,700	1,910,020	2,046,450	2,182,880	2,319,310	2,455,740
1,678,260	1,785,380	1,892,500	1,999,620	2,142,450	2,285,280	2,428,110	2,570,940
1,748,760	1,860,380	1,972,000	2,083,620	2,232,450	2,381,280	2,530,110	2,678,940
1,819,260	1,935,380	2,051,500	2,167,620	2,322,450	2,477,280	2,632,110	2,786,940
1,889,760	2,010,380	2,131,000	2,251,620	2,412,450	2,573,280	2,734,110	2,894,940
1,960,260	2,085,380	2,210,500	2,335,620	2,502,450	2,669,280	2,836,110	3,002,940
2,030,760	2,160,380	2,290,000	2,419,620	2,592,450	2,765,280	2,938,110	3,110,940
2,239,910	2,382,880	2,525,850	2,668,820	2,859,450	3,050,080	3,240,710	3,431,340
2,416,160	2,570,380	2,724,600	2,878,820	3,084,450	3,290,080	3,495,710	3,701,340
2,592,410	2,757,880	2,923,350	3,088,820	3,309,450	3,530,080	3,750,710	3,971,340
2,768,660	2,945,380	3,122,100	3,298,820	3,534,450	3,770,080	4,005,710	4,241,340
2,944,910	3,132,880	3,320,850	3,508,820	3,759,450	4,010,080	4,260,710	4,511,340
3,121,160	3,320,380	3,519,600	3,718,820	3,984,450	4,250,080	4,515,710	4,781,340
3,191,660	3,395,380	3,599,100	3,802,820	4,074,450	4,346,080	4,617,710	4,889,340
3,262,160	3,470,380	3,678,600	3,886,820	4,164,450	4,442,080	4,719,710	4,997,340
3,332,660	3,545,380	3,758,100	3,970,820	4,254,450	4,538,080	4,821,710	5,105,340
3,403,160	3,620,380	3,837,600	4,054,820	4,344,450	4,634,080	4,923,710	5,213,340
3,473,660	3,695,380	3,917,100	4,138,820	4,434,450	4,730,080	5,025,710	5,321,340
3,544,160	3,770,380	3,996,600	4,222,820	4,524,450	4,826,080	5,127,710	5,429,340
3,614,660	3,845,380	4,076,100	4,306,820	4,614,450	4,922,080	5,229,710	5,537,340
3,685,160	3,920,380	4,155,600	4,390,820	4,704,450	5,018,080	5,331,710	5,645,340
3,755,660	3,995,380	4,235,100	4,474,820	4,794,450	5,114,080	5,433,710	5,753,340
3,826,160	4,070,380	4,314,600	4,558,820	4,884,450	5,210,080	5,535,710	5,861,340
3,896,660	4,145,380	4,394,100	4,642,820	4,974,450	5,306,080	5,637,710	5,969,340
3,967,160	4,220,380	4,473,600	4,726,820	5,064,450	5,402,080	5,739,710	6,077,340
4,037,660	4,295,380	4,553,100	4,810,820	5,154,450	5,498,080	5,841,710	6,185,340
4,108,160	4,370,380	4,632,600	4,894,820	5,244,450	5,594,080	5,943,710	6,293,340
4,178,660	4,445,380	4,712,100	4,978,820	5,334,450	5,690,080	6,045,710	6,401,340
4,249,160	4,520,380	4,791,600	5,062,820	5,424,450	5,786,080	6,147,710	6,509,340
4,319,660	4,595,380	4,871,100	5,146,820	5,514,450	5,882,080	6,249,710	6,617,340
4,390,160	4,670,380	4,950,600	5,230,820	5,604,450	5,978,080	6,351,710	6,725,340
4,460,660	4,745,380	5,030,100	5,314,820	5,694,450	6,074,080	6,453,710	6,833,340
4,531,160	4,820,380	5,109,600	5,398,820	5,784,450	6,170,080	6,555,710	6,941,340

(注)退職年金、一時金の計算基礎となる平均本俸月額とは、退職前1年間の届出本俸(4月1日現在の格付本俸+特殊業務手当)の平均額です。

(注)本俸月額が360,000円を超える場合は、上限値360,000円を適用します。

(注)被共済職員期間に6ヶ月以上の端数月が生じた場合は、切り上げた年数に応じた額となります。

(注)平成9年3月31日現在で被共済職員期間が14年6ヶ月以上の場合は、特別慰労金が加算されます。

(4) 脱退給付金請求書（兼脱退届）（様式第2号）

退職金の請求とは異なり、在職中に被共済職員本人が拠出する「職員出資金」部分のみ脱退し、脱退給付金として受取るものです。
そのため「被共済職員退職届」・「年金・一時金請求書」の提出は必要ありません。

(様式第2号)

脱退給付金請求書（兼脱退届）

平成25年7月1日

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会会長様

被共済職員が退職年金事業職員出資金部分を脱退したのでお届けします。
また、次のとおり脱退給付金を請求しますので、下記口座にお支払いください。

会員番号	施設
999901	

【押印について】
法人代表印を必ず押印してください。

会 員	会員名及び 代表者名	社会福祉法人 ○○○福祉会 理事長 共済 太郎	
	所在地	〒000-0000 札幌市中央区北○条西○丁目 電話番号 000 (000) 0000	
	勤務していた 施設名	特別養護老人ホーム ○○○	

【押印について②】
・退職者本人印を忘れずに押印してください。
(シャチハタ可)

被共済職員番号	脱退理由	年 月 日
7777777	フリガナ ◇◇ 漢字 ◇◇ ◇◇	年 月 日 5 5 0 1 0 1

職員出資金加入年月日		職員出資金脱退年月日		当 会 か ら の 借 入 金	
平成 1 9 0 4 0 1	平成 2 5 0 6 3 0	1 有 2 無	住宅 ・ 一般 ・ 特別		

振 込 先 金 融 機 関	北海道		銀 行 ・ 信用組合 信用金庫 ・ 協同組合	○○○	本店 支店 支所
	金融機関コード・店番号も必ず記入してください				口 座 名 義
	コード	店番号	預金種目	口座番号	フリガナ ◇◇ ◇◇ 漢字 ◇◇ ◇◇ ◇◇
0 1 1 6	○○○	1 普通 ・ 2 当座	0 0 0 0 0 0 0		

【振込先口座について】
・振込先として指定できるのは、
①退職者本人口座
②会員・施設口座 となります。
上記以外を振込先に指定できません。
【ゆうちょ銀行口座への送金について】
・ゆうちょ銀行への送金を希望する場合、
「送金用の店名・預金種目・口座番号」が必要となります。
→振込先支店名が「漢数字3桁で、最終桁が
”八”となっていれば送金可能となります。
【口座名義の変更・口座解約について】
・退職金が入金となるまで、口座の名義変更・
解約を行わないでください。

【注意事項】
1. 脱退後は職員出資金部分に再度加入することはできません。
2. この請求書は脱退しようとする月の末日までに提出してくだ
3. 退職時は「被共済職員退職届（第13号様式）」と「年金・一時金請求書」を提出してください。

【脱退給付金について】
・一度脱退してしまうと、職員出資金部分に再加入
はできません。
・この請求書は脱退しようとする、月の末日までに
提出してください。

- 42 -